

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第五号

#### 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二イ教育職給料表(イ)の表二級の項の次に次のように加える。

特	二級	一万二千二百円
---	----	---------

別表第二ロ教育職給料表(ロ)の表二級の項の次に次のように加える。

特	二級	一万千五百円
---	----	--------

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。